別表第五（第二十条の三関係）

港の名称	航路	特定港内の区域
（略）	（略）	（略）
名古屋	（略）	（略）
阪神	浜寺航路及び堺航路	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第二十四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面（浜寺航路及び堺航路を除く。） 一　堺浜寺北防波堤灯台（北緯三十四度三十三分二十九秒東経百三十五度二十四分三十四秒）から百八十四度三十分三百十メートルの地点 二　大阪灯台（北緯三十四度三十八分三十七秒東経百三十五度二十二分四十五秒）から二百十二度三十分一万千六百五十メートルの地点

別表第五（第二十条の三関係）

港の名称	航路	特定港内の区域
（略）	（略）	（略）
名古屋	（略）	（略）
阪神	浜寺航路及び堺航路	毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃又は縦に上から黒色の鼓形形象物一個及び赤色の方旗一旒 毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃 港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。